



福島医発第 3240 号 (地)
令和 4 年 2 月 22 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 66)

今般、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱いについて、別紙のとおり厚生労働省より取扱いが示された旨、日本医師会より通知がありましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

今回の取扱いは、自宅・宿泊療養を行っている者に対して、まん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示された区域を含む都道府県に所在する保険医療機関であって、①保健所等から健康観察に係る委託を受けているもの又は②「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その旨が公表されているものの医師が、電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合の取扱いについて示されております。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

問 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号) 第 44 条の 3 第 2 項の規定に基づき、宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことを求められている者 (以下「自宅・宿泊療養を行っている者」という。) に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成 24 年法律第 31 号) 第 31 条の 4 第 1 項の規定に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置 (以下「重点措置」という。) を実施すべき区域として公示された区域を含む都道府県に所在する保険医療機関であって、保健所等から健康観察に係る委託を受けているもの又は「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」 (令和 3 年 9 月 28 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡) における「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その旨が公表されているものの医師が、電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 12)」 (令和 2 年 4 月 18 日厚生労働省保険局医療課事務連絡) の別表

2に示されている二類感染症患者入院診療加算に相当する点数の算定について、どのように考えればよいか。

- (答) 重点措置を実施すべき期間とされた期間において、自宅・宿泊療養を行っている者に対して、上記の医師が電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 10）」（令和 2 年 4 月 10 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の 1 に示す A000 初診料の注 2 に規定する 214 点、あるいは、電話等再診料を算定した場合にも、当該患者に対して主として診療を行っている保険医が属する 1 つの保険医療機関において、1 日につき 1 回、二類感染症患者入院診療加算の 100 分の 200 に相当する点数（500 点）を算定できる。ただし、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 54）」（令和 3 年 8 月 16 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）に示す二類感染症患者入院診療加算（250 点）は併算定できない。

なお、この取扱いは、本事務連絡（新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 66））の発出日以降適用される。

以上

(保 290)

令和4年2月18日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その66）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について、添付資料のとおり厚生労働省より取扱いが示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

今回の取扱いは、自宅・宿泊療養を行っている者に対して、まん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示された区域を含む都道府県に所在する保険医療機関であって、①保健所等から健康観察に係る委託を受けているもの又は②「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その旨が公表されているものの医師が、電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合の取扱いについて示されたものであります。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 66）
（令 4. 2. 17 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡
令和 4 年 2 月 17 日

地方厚生（支）局医療課	}	御中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その66）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について別添のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関に対し周知徹底を図られたい。

以上

(別添)

問1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の3第2項の規定に基づき、宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことを求められている者（以下「自宅・宿泊療養を行っている者」という。）に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第1項の規定に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下「重点措置」という。）を実施すべき区域として公示された区域を含む都道府県に所在する保険医療機関であって、保健所等から健康観察に係る委託を受けているもの又は「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和3年9月28日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）における「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その旨が公表されているものの医師が、電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その12）」（令和2年4月18日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の別表2に示されている二類感染症患者入院診療加算に相当する点数の算定について、どのように考えればよいか。

（答）重点措置を実施すべき期間とされた期間において、自宅・宿泊療養を行っている者に対して、上記の医師が電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その10）」（令和2年4月10日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の1に示すA000初診料の注2に規定する214点、あるいは、電話等再診料を算定した場合にも、当該患者に対して主として診療を行っている保険医が属する1つの保険医療機関において、1日につき1回、二類感染症患者入院診療加算の100分の200に相当する点数（500点）を算定できる。ただし、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その54）」（令和3年8月16日厚生労働省保険局医療課事務連絡）に示す二類感染症患者入院診療加算（250点）は併算定できない。

なお、この取扱いは、本事務連絡（新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その66））の発出日以降適用される。